

令和6年（納）第1号

課 徴 金 納 付 命 令 書

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1、別紙2及び別紙3中の用語のうち、別紙3「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙3「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）は、課徴金として金1933万円を令和6年10月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

中部電力は、別紙1記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙2記載の都市ガス（以下「特定大口都市ガス」という。）について、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定大口都市ガスの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 中部電力は、特定大口都市ガスの卸売業を営んでいた者であるが、令和2年4月1日付けで、中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）に対し、吸収分割により同事業を承継させ、同日以降、同事業を営んでいない。

イ 中部電力が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成

29年3月31日以前であると認められる。また、中部電力は、令和2年4月1日以降、当該違反行為を行っておらず、同年3月31日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、中部電力については、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間となる。

ウ 前記実行期間における特定大口都市ガスに係る中部電力の売上額は、改正法附則第6条第1項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙4記載の物件に係る13億8092万6555円である。

- (2) 中部電力は、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第4項の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和3年10月5日以後、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第8条に規定する期日までに、課徴金減免規則第7条、第9条及び第10条に定めるところにより、中部電力ミライズと共同して、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行っている。また、中部電力及び中部電力ミライズは、当該事実の報告及び資料の提出の時ににおいて、相互に独占禁止法第2条の2第2項に規定する子会社等の関係にあり、中部電力は中部電力ミライズと共同して前記1の違反行為をしたものではないところ、中部電力は、中部電力ミライズに対して吸収分割により当該違反行為に係る事業を承継させ、かつ、中部電力ミライズが当該分割の日から当該違反行為を開始したことから、独占禁止法第7条の4第4項第1号及び第3号イに該当する。したがって、当該事実の報告及び資料の提出は、独占禁止法第7条の4第4項の規定により、単独で行ったものと

みなされる。また、中部電力及び中部電力ミライズは、いずれも、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって中部電力及び中部電力ミライズより先に課徴金減免規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって中部電力及び中部電力ミライズより先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、中部電力は、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、中部電力が同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額となる。

- (3) 中部電力は、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添合意書（抜粋）のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、中部電力が、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。
- (4) 中部電力が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記13億8092万6555円に100分の2を乗じて得た額から、独占禁止法第7条の4第3項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された1933万円である。

よって、中部電力に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年3月4日

公正取引委員会

委員長 古谷 一之

委員 三村 晶子

委員 青木 玲子

委員 吉田 安志

委員 泉水 文雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

## 別紙 1

公正取引委員会が認定した事実は、次のとおりである。

### 1 関連事実

#### (1) 名宛人等の概要

ア 中部電力ミライズは、名古屋市東区東新町 1 番地に本店を置き、都市ガスの小売供給を行う事業を営む者である。

なお、中部電力ミライズは、令和 2 年 4 月 1 日、商号を、中部電力小売電気事業分割準備株式会社から現商号に変更し、同日、中部電力から、吸収分割により、都市ガスの小売供給を行う事業を承継した者である。

イ 中部電力は、名古屋市東区東新町 1 番地に本店を置き、都市ガスの小売供給を行う事業を営んでいた者である。

なお、中部電力は、前記アのとおり、令和 2 年 4 月 1 日、中部電力ミライズに対し、吸収分割により、都市ガスの小売供給を行う事業を承継させ、同日以降、同事業を営んでいない。

ウ 東邦瓦斯株式会社（以下「東邦瓦斯」という。）は、名古屋市熱田区桜田町 1 9 番 1 8 号に本店を置き、都市ガスの小売供給を行う事業を営む者である。

#### (2) 都市ガスの発注方法

別紙 2 の「発注者」欄記載の大口需要家は、中部電力（令和 2 年 4 月 1 日の吸収分割の後には中部電力ミライズをいう。以下同じ。）及び東邦瓦斯の 2 社（以下「2 社」という。）が参加する競争入札、見積り合わせ（2 社に見積りを提示させた上でそれぞれと交渉を行うものを含む。）、2 社のうち 1 社のみへの見積り依頼等（以下「見積り合わせ等」という。）の方法等により都市ガスを発注していた。

### 2 合意及び実施方法等

2 社は、かねてから、東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家に対して小売供給を行う都市ガス（以下「大口都市ガス」という。）に係る受注意欲及び都市ガス料金を含む、都市ガスの小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換を行い、2 社が競合する又は競合すると見込まれる大口都市ガスのうち、自社の都市ガスの総供給量及び当該大口都市ガスの使用予定量等を踏まえたお互いの受注意欲を勘案し、2 社間の受注に関する調整の対象としようと

するものを選定し、受注に関する調整を行ってきたところ、遅くとも平成28年11月25日以降、特定大口都市ガスについて、各社の都市ガスの総供給量の確保及び受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 2社の話合いにより、受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、自社が提示する都市ガス料金の水準又は見積り合わせ等に参加しない旨を受注予定者に伝える

ウ 受注予定者は、受注予定者以外の者から伝えられたその者が提示する都市ガス料金の水準又は受注予定者以外の者が見積り合わせ等に参加しないことを踏まえ、自社が提示する都市ガス料金を決定する

エ 受注予定者は、前記ウで決定した都市ガス料金を発注者に提示し、受注予定者以外の者は、前記イで伝えた水準の都市ガス料金を発注者に提示する又は見積り合わせ等に参加しない

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

2社は、前記2により、特定大口都市ガスについて受注予定者の決定のための話合いを行い、このうち大部分について受注予定者を決定し受注予定者が受注していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

(1) 中部電力は、前記1(1)イのとおり、令和2年4月1日、吸収分割により、都市ガスの小売供給を行う事業を中部電力ミライズに承継させた。当該吸収分割に伴い、中部電力ミライズが中部電力に替わって前記2(1)の合意に参加したことから、中部電力は、同日以降、同合意に参加していない。

(2) 東邦瓦斯は、令和3年6月3日までに、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号）第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社の都市ガスの小売供給に係る部門の担当者を含めた全役員及び全従業員に対して前記2(1)の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように

する行為は行われていないと認められる。

別紙 2

東邦瓦斯供給区域に所在する下表「発注者」欄記載の大口需要家が、下表「供給地点」欄記載の地点において、下表「供給開始時期」欄記載の時期から使用するために見積り合わせ等の方法により発注する都市ガス

番号	発注者	供給地点	供給開始時期
1	独立行政法人労働者健康安全機構	旭労災病院	平成29年2月24日
2	愛知県	愛知県がんセンター愛知病院	平成29年4月1日
3	愛知県	愛知県がんセンター中央病院	平成29年4月1日
4	愛知県	あいち小児保健医療総合センター	平成29年4月1日
5	独立行政法人国立病院機構	長良医療センター	平成29年4月1日
6	豊田合成株式会社	美和技術センター	平成29年4月26日
7	愛知県	愛知県庁西庁舎	平成29年5月1日
8	愛知県	愛知県庁本庁舎及び愛知県議会議事堂	平成29年5月1日
9	株式会社豊栄商会	碧南工場	平成29年9月1日
10	東レ株式会社	愛知工場	平成29年9月30日
11	旭硝子株式会社	愛知工場	平成29年11月1日
12	TOTOマテリア株式会社	土岐工場	平成29年11月30日
13	東レハイブリッドコード株式会社	本社工場	平成29年12月1日
14	TOTOサニテクノ株式会社	愛知工場	平成29年12月29日
15	本田技研工業株式会社	鈴鹿製作所	平成30年3月1日
16	日本赤十字社	名古屋第二赤十字病院	令和2年7月1日

番号	発注者	供給地点	供給開始時期
17	公益財団法人愛知県文化振興事業団	愛知芸術文化センター	令和2年9月30日
18	カネハツ食品株式会社	第三工場	令和2年11月28日
19	住友理工株式会社	小牧製作所	令和3年3月25日
20	愛知県	愛知県がんセンター	令和3年4月29日
21	旭有機材株式会社	愛知工場	令和3年4月30日
22	AGC株式会社	愛知工場	令和4年4月1日
23	マルヤス工業株式会社	岡崎工場福受みらい工場棟	令和4年12月3日

## 別紙 3

番号	用語	定義
1	東邦瓦斯供給区域	東邦瓦斯株式会社(令和4年4月1日以降にあつては東邦ガスネットワーク株式会社をいう。)が、ガス事業法(昭和29年法律第51号)の規定に基づき、一般ガス導管事業(平成29年3月31日以前にあつては一般ガス事業をいう。)を営むことについて許可を受けた供給区域
2	大口需要家	特定の供給地点における年間の都市ガス使用量が10万立方メートル以上となることが見込まれる者
3	都市ガス	液化天然ガス(LNG)を主原料として製造され、一般ガス導管事業者(平成29年3月31日以前にあつては一般ガス事業者をいう。)が維持し運用する導管により、使用者に供給されるガス
4	小売供給	一般の需要に応じ導管により都市ガスを供給すること
5	都市ガス料金	小売供給を行う都市ガスに係る料金

別紙 4

課徴金対象物件一覧

番号	発注者	供給地点	供給期間
1	《発注者 A》	《供給地点 A》	《供給期間 A》
2	《発注者 B》	《供給地点 B》	《供給期間 B》
3	《発注者 C》	《供給地点 C》	《供給期間 C》
4	《発注者 D》	《供給地点 D》	《供給期間 D》

## 合意書（抜粋）

公正取引委員会及び中部電力株式会社（以下「報告等事業者」という。）は、令和3年（査）第6号中部地区に所在する特別高圧電力、高圧電力、大口需要家向け都市ガス等に係る旧一般電気事業者、旧一般ガス事業者らに対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
  - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
  - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
  - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までに同各号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の五から百分の二十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）

## 別紙 評価方法及び減算率

### 1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

### 2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）